

財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業
業 務 規 程

平成22年12月改正

財団法人福島県スポーツ振興基金

財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業業務規程

(趣旨)

第1条 財団法人福島県スポーツ振興基金（以下「基金」という。）の助成事務の執行については、寄附行為に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(助成の審査基準)

第2条 基金が助成を行うに当たっては、助成の対象となる事業が、次の各号に掲げる条件に適合することを要する。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であって、かつその実施が確実であること。
- (2) 助成金の使途が適正であること。
- (3) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、助成実施年度内に支出される次の経費でかつ生涯スポーツの推進を遂行するために必要なものに限定する。

- (1) 賃金
- (2) 謝金
- (3) 旅費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 消耗品費
- (6) 通信運搬費
- (7) 印刷製本費
- (8) 役務費
- (9) その他理事長が特に必要と認めた経費

(企画提案書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金交付企画提案書（様式第1号）を、別に定める期日までに理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

第5条 理事長は、前条による企画提案書の提出があったときは、助成審査委員会を開催し、第2条の審査基準に適合するか否かを審査するとともに、助成しようとする事業及

及び交付しようとする助成金の額を決定し、当該団体等に対し、助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、助成金を概算払いにより交付することができるものとする。
- 3 理事長は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したものについては、助成金交付企画提案書提出者にその旨を通知する。

（助成金の申請）

第6条 助成金の決定を受けた団体等は、助成金申請書（様式第3号）を別に定める期日までに理事長に提出するものとする。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- （1）次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。
 - ア 総事業費の20%以上の増減をしようとする場合
 - イ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ウ 助成事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更の場合については、この限りでない。）
- （2）助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- （3）助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- （4）助成金の交付を受けた団体等は、助成金の交付の趣旨及び交付決定の内容に従い、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

（変更等の承認申請書）

第8条 助成の決定等を受けた団体等が、前条第1号により理事長の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項による変更の申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるものについては、変更後の助成金の額を決定し、助成事業変更の承認及び助成金変更交付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 助成の決定を受けた団体等は、助成対象事業が完了した後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

(助成額の確定)

第10条 理事長は、前条による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、助成額を確定するものとする。

2 助成額を確定したときは、当該団体等に対し、速やかに助成金交付額確定通知書(様式第7号)を交付するものとする。ただし、確定額が助成金の交付額と同額であるときは、当該団体等への通知を省略することができるものとする。

(助成金請求の手続き)

第11条 助成金の確定を受けた団体等は、助成金交付額確定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日までに助成金請求書(様式第8号)を理事長に提出するものとする。

(概算払の請求手続き)

第12条 第5条第2項の規定に基づき、概算払による助成金の交付を希望する団体等は、別に定める日までに助成金概算払請求書(様式第9号)を理事長に提出するものとする。

(助成の決定の取消及び助成金の返還)

第13条 理事長は、助成の決定を受けた団体等が正当な理由なく次の各号の一に該当するときは、助成の決定を取り消すものとする。この場合において、すでに交付した助成金があるときは、期日を指定して返還を請求するものとする。

- (1) 助成事業を実施せず、又は実施する意志が認められないとき。
- (2) 助成事業を中止し、再開する見込みがないとき。
- (3) 第7条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第9条の規定する実績報告がないとき。
- (5) 助成金を助成目的以外に使用したとき。

(報告の徴収及び調査)

第14条 理事長は、助成事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、助成

の決定を受けた団体等及び助成を受けた団体等に対し、随時助成事業及び会計について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月15日から施行する。なお、この規程の施行前に交付決定した事業は、従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

記 号 番 号
平成 年 月 日

財団法人福島県スポーツ振興基金理事長 様

団体名

所在地

代表者の職・氏名

印

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成金交付企画提案書
財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業業務規程第 4 条の規定により、下記のとおり
関係書類を添えて申請します。

- 1 交付要望額 記
円
- 2 添付書類

様式第2号（第5条関係）

福 基 第 号
平 成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人福島県スポーツ振興基金
理事長

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成金交付決定通知書
平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標記助成金
については、財団法人福島県スポーツ振興基金事業業務規程（以下「業務規程」という。）
第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、平成 年 月 日までに助成金申請書（様式第3号）を関係書類を添えて、
提出してください。

記

- 1 助成金の交付の対象となる助成事業及びその内容は、平成 年 月 日付け
第 号で申請のあった平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成金交
付企画提案書記載のとおりとする。
- 2 助成金額は 円とする。
ただし、助成事業の内容の変更により事業費及び助成対象経費が変更された場合にお
ける助成金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 3 助成対象者は、業務規程及び手引きの定めるところに従わなければならない。
- 4 助成金の支出等に当たっては、効率的執行に努めること。

様式第3号（第6条関係）

記 号 番 号
平成 年 月 日

財団法人福島県スポーツ振興基金理事長 様

団体名

所在地

代表者の職・氏名

印

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成金申請書

平成 年 月 日付け 福斯基第 号で交付の決定を受けた標記助成金について、財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業業務規程（以下「業務規程」という。）第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成金の交付を受けた場合には、業務規程及び手引きの定めに従い、助成事業を実施します。

記

1 交付決定額

円

2 添付書類

様式第4号（第8条関係）

記 号 番 号
平成 年 月 日

財団法人福島県スポーツ振興基金理事長 様

団体名

所在地

代表者の職・氏名

印

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金
助成事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 福ス基第 号で交付の決定を受けた標記助成金のうち、下記に掲げるものについては、財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業業務規程第8条の規定により、計画を変更（中止・廃止）したいので承認して下さるよう、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 理由

3 変更（中止・廃止）内容

4 添付書類

様式第5号（第8条関係）

福ス基第 号
平成 年 月 日

（申請者名）様

財団法人福島県スポーツ振興基金
理事長

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金
助成事業変更の承認及び助成金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け 福ス基第 号で交付決定した平成 年度福島県スポーツ振興基金助成金については、平成 年 月 日付け 第 号による申請を承諾し、財団法人福島県スポーツ振興基金事業業務規程（以下「業務規程」という。）第8条2項の規定により、交付の決定を下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる助成事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 助成金額は 円とする。
- 3 上記のほか、助成条件については、平成 年 月 日付け 福ス基第 号の交付決定通知書記載の第3項と第4項のとおりとする。

様式第 6 号（第 9 条関係）

記 号 番 号
平成 年 月 日

財団法人福島県スポーツ振興基金理事長 様

団体名

所在地

代表者の職・氏名

印

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業実績報告書

平成 年 月 日付け 福斯基第 号で交付の決定を受けた標記助成金について、事業が終了しましたので、財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業業務規程第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 添付書類

様式第7号（第10条関係）

福 基 第 号
平 成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人福島県スポーツ振興基金
理事長

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成金交付額確定通知書
平成 年 月 日付け 第 号で提出のあった助成事業実績報告書について、財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業業務規程第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

- | | 記 |
|-------------------------|---|
| 1 確定額 | 円 |
| 2 交付決定通知額 | 円 |
| 3 助成金交付決定通知額を減額して確定した理由 | |

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

記 号 番 号
平成 年 月 日

財団法人福島県スポーツ振興基金理事長 様

団体名

所在地

代表者の職・氏名

印

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成金請求書

平成 年 月 日付け 福ス基第 号で交付の確定を受けた標記助成金
として、財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業業務規程第 1 1 条の規定により、下記
のとおり精算払の方法による助成金の支払いを請求します。

記

金 _____ 円

(内訳)

交付確定額	円
受領済額	円
今回請求額	円

様式第9号（第12条関係）

記 号 番 号
平成 年 月 日

財団法人福島県スポーツ振興基金理事長 様

団体名

所在地

代表者の職・氏名

印

平成 年度財団法人福島県スポーツ振興基金助成金概算払請求書
平成 年 月 日付け 福ス基第 号で交付の決定を受けた標記助成金
として、財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業業務規程第12条の規定により、下記
のとおり概算払の方法による助成金の支払いを請求します。

記

金 _____ 円

(内訳)

交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額 (A-B-C)	円